

しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「しまなみグリーン・ツーリズム推進協議会」（以下協議会という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、しまなみ地域における自然、文化、人々と都市住民との交流を促進して地域の活性化を図るとともに、地元農林水産物の消費拡大を推進して地域産業の振興を図る。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) グリーン・ツーリズムの情報発信に関すること
- (2) グリーン・ツーリズムの体験学習の推進に関すること
- (3) グリーン・ツーリズムの農漁家民宿に関すること
- (4) 食育に関すること
- (5) 産直市の活性化に関すること
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること

(組織)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同し、しまなみ地域（今治市関前を除く。）でグリーン・ツーリズム活動をする関係団体、個人、グループ及びしまなみ地域内外で活動支援する企業、関係団体等で構成する。

(会員)

第5条 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 農林水産に従事しグリーン・ツーリズム活動を実践するもの
- (2) 準会員 (1) 以外で、グリーン・ツーリズム活動を実践するもの
- (3) 賛助会員 この会の目的・事業を賛助するもの

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正会員、準会員が継続して1年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(協議会)

第9条 協議会内には、役員会、企画運営会議（以下スタッフ会という。）及び、部会と称する体験学習連絡会議、産直市連絡会議、農漁家民宿の会、しまなみの食を考える会（以下部会と称する。）を置く。

(役員)

第10条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

(役員を選出及び任期)

第11条 役員は、総会において協議会会員の中から選任するが、監事2名については、関係機関の職員がこれにあたる。

- 2 役員は、任期は2年とし再任は妨げないが、監事については、他の課等に異動があった場合は総会までとする。なお、その場合、遠隔地に異動し監査等が困難な場合は、後任者がこれにあたる。
- 3 役員に欠員が生じたときは、これを補充することができるが、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員会の開催)

第13条 会長は、必要に応じて役員会を開催し、事業推進等について協議する。また、総会上程する事項についても審議する。

- 2 なお、役員会は、役員以外の部会代表者も出席して開催することとする。

(顧問)

第14条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会で選任する。
- 3 顧問は、役員会及びスタッフ会に出席し意見を述べるることができる。

(スタッフの選任及びスタッフ会)

第15条 スタッフは、毎年度役員会において選任する。しかし、関係機関の職員において異動があった場合はそれまでとし、後任者がこれにあたる。

- 2 スタッフ会を円滑に推進するため、代表世話人をスタッフの中から互選により選出する。

(スタッフ会の開催)

第16条 代表世話人は、具体的な活動内容等について協議するため、スタッフ会を年間数回開催する。

(部会)

第17条 各部会には部会長を置き、部会長は部会員の互選により選任する。

2 部会長は、必要に応じて部会を招集する。

(総会)

第18条 協議会は、毎年1回総会を開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

2 総会は会長が招集する。

3 総会は、会員が出席して開催する。

4 会員は各1個の議決権を持つ。ただし、法人、団体、グループの場合はその代表者が議決権を行使する。

5 総会は、議決権をもつ半数以上の出席者（委任状提出を含む）により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

6 総会の議長は、出席者の中から選出する。

7 総会では、次の事項を審議、決定する。

(1) 事業計画と決算に関すること。

(2) 事業の推進に係る基本方針に関すること。

(3) 規約の制定及び改廃に関すること。

(4) 役員の選任に関すること。

(5) その他、協議会の運営に関する重要な事項

(事務局)

第19条 本協議会の事務局は、「東予地方局産業経済部今治支局地域農業室しまなみ農業指導班」内に置く。

2 事務局には事務局長を置き、その事務局長は、しまなみ農業指導班長とする。

(経費)

第20条 協議会の経費は、助成金及び会費、その他の収入をもってこれにあてる。

(年間会費)

第21条 正会員、準会員は別に定める年会費を決められた期日までに納入することとする。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

本規約は、平成12年6月1日から施行する。

平成17年3月18日一部改正

平成19年6月1日一部改正

平成20年5月30日一部改正

平成22年5月28日一部改正

平成24年6月7日一部改正

平成25年7月2日一部改正

平成26年7月18日一部改正